資料1－3

住宅宿泊事業法等に係る今後の主な想定日程と検討会のスケジュール（予定）

区分		平成29（2017）年度										平成30（2018）年度		
		6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
法令関係	住宅宿泊事業法	公布（6月16日） （公布の日から起算して1年を超えない範囲で法施行） （公布の日から起算して9月を超えない範囲で準備行為を施行） ◇政省令のパブリックコメント実施（未確定） ◇政省令の公布（未確定） ◇観光庁による法ガイドライン作成（未確定）									準備行為の施行（届出の受付開始）	※それぞれ施行までの期間が最長だった場合		法律の施行
	旅館業法	◇一部改正法案が衆議院閉会中審査												
東京都・特別区		◇東京都と特別区における住宅宿泊事業法の実施に向けた検討・調整 ◇区が住宅宿泊事業等関係行政事務を処理する場合は、あらかじめ都知事と協議												
豊島区	全般事項	区議会			区議会		区議会			区議会				
		◇豊島区における民泊サービスのあり方について検討												
		◇住宅宿泊事業法の施行に向けた対応の検討・調整 ◇住宅宿泊事業等関係行政事務を処理する場合の検討・調整、実施準備、事務処理の公示等												
	民泊サービスのあり方検討会	【第1回：8月30日 ・民泊サービスを取り巻く状況と検討の進め方 ・住宅宿泊事業法の実施に係る課題等			反映 民泊サービスのあり方検討会 第1回	第2回	第3回	※以降の検討会は必要に応じて開催			【第2回：10月4日】 【第3回：11月2日】 ・第2回以降の議題は、政省令、東京都との検討・協議等の状況で調整。			